

石狩市工事書類簡素化要領の概要

目的

- 工事関係書類を必要最小限に簡素化するための方法や削減可能な工事書類を示す。
 - 受注者・発注者及び工事検査員は、要領に基づき工事書類の簡素化に留意するものとする。
- ※ ただし、受注者の社内が必要とされる工事書類の作成を妨げるものはない。
法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。

※簡素化の対象者

受注者

発注者

コリンズ(CORINS)登録

受注者

発注者

登録の確認にあたり紙資料の提出は不要

- ・登録の確認依頼は、コリンズのシステムから監督職員へのメール送信のみ
- ※ 別途、紙の確認資料の提出は不要
- ・監督職員はコリンズの「登録内容確認システム」上で確認後に、確認結果を送信する、その後コリンズから送信される「登録内容確認書」を出力し施工計画書に綴る
- ※ 署名、押印は不要
- ・竣工時の登録は、完成検査の後に登録すれば良い

土木工事共通仕様書1-1-1-8

排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真 使用する建設機械の写真撮影は不要

受注者

- ・国土交通省HPから入手した一覧表を施工計画書に添付し、車検証等の証明書類は添付不要、監督員が現地や施工状況写真で確認する

土木工事共通仕様書1-1-1-37-4(3)

切取供試体(舗装、区画線) 舗装コア、溶融式試験片は提示のみ

発注者

工事しゅん工箱 A4版サイズに統一

受注者

発注者

使用材料集計表 一覧表のみを提出

受注者

- ・設計数量と対比し、比率を表示、検収簿は不要

土木工事共通仕様書1-1-1-24準拠

石狩市工事書類簡素化要領の概要

安全教育・訓練等の実施状況資料

受注者

実施状況資料は提出不要

- ・安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、受注者が整備・保管するが、監督職員の請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要

土木工事共通仕様書1-1-1-33-10

出来形・品質管理

受注者

X管理図表(ヒストグラムなど)の作成不要

- ・測点数が10点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

土木工事施工管理基準1-6

工事検査(書類)

受注者

発注者

工事検査は「検査書類限定型」とし8書類に限定して検査

- ・検査に必要な書類を限定し、監督員と検査員の重複確認の廃止及び書類検査に係る時間を短縮することで事務の効率化を図る。

※①施工計画書②施工体制台帳③工事打合せ簿④品質規格証明書⑤出来形管理図(出来形図面含む)⑥品質管理図⑦品質証明書⑧工事写真

- ・原則、社内検査員の同席は求めない

施工計画書(付帯工事)

受注者

本体工事と重複する書類(工種)は不要

- ・「本体工事に準ずる」として省略

実施工程表(単費工事)

受注者

実施工程表の提出は不要

- ・監督員に都度提示、ただし、工期変更協議の対象となる場合を除く

現場環境改善費

受注者

実施報告書(費用比較など)の作成は不要

- ・土木工事写真管理基準に基づき撮影した写真を提出

特記仕様書

産業廃棄物管理票

受注者

マニフェストは工事監督員への提示のみ、コピーの提出は不要

- ・契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要、ただし、設計変更協議の対象(営繕工事)となる場合を除く

- ・契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた工事監督員が集計表を確認

- ・施工状況写真のうち、廃棄物の運搬及び処理について撮影を省略する

土木工事共通仕様書1-1-1-22-2